

鴨川市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月9日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市規則第23号

鴨川市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

鴨川市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年鴨川市規則第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 総則（第1条）」を「第1章 総則（第1条）
第1章の2 妊婦のための支援給付（第1条の2－第1条の6）」に改める。

第1条中「政令第213号」の次に「。以下「政令」という。」を加える。

第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 妊婦のための支援給付
（認定の申請）

第1条の2 府令第1条の4の2第1項の規定による申請は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている妊婦が行うことができる。

2 前項の申請は、鴨川市妊婦給付認定申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 当該申請者の本人確認書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の規定による申請は、当該申請者が産科医療機関において妊娠が確定した日から起算して2年を経過した日の前日までに行うものとする。

（胎児の数等の届出）

第1条の3 府令第1条の4の3に規定する届出は、鴨川市胎児の数等の届出書（別記第1号様式の2）に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 当該届出者の本人確認書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の届出は、出産予定日の8週間前の日（同日前に出産、死産又は流産した場合はその日）から起算して2年を経過した日の前日までに行うものとする。

（妊婦支援給付金の額）

第1条の4 法第10条の10に規定する妊婦給付認定者が、当該妊婦給付認定の原因となった妊娠と同一の妊娠を原因として、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について（令和4年12月26日付け子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づく出産・子育て応援給付金の支給を受けた場合には、当該妊婦給付認定者が支払を受けることができる妊婦支援給付金の額は、法第10条の12第2項に規定する額から支給を受けた出産・子育て応援給付金の額を控除した額とする。

（認定等の通知）

第1条の5 府令第1条の4の5の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 妊婦給付認定及び妊婦支援給付金の支払 鴨川市妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書（別記第1号様式の3）
- (2) 妊婦給付却下 鴨川市妊婦給付認定申請却下通知書（別記第1号様式の4）
（認定の取消し）

第1条の6 市長は、本市の妊婦給付認定を受けた妊婦が市外に転出したときは、法第10条の10の規定により当該妊婦給付認定を取り消すものとする。

2 政令第1条の2の規定による取消しは、鴨川市妊婦給付認定取消通知書（別記第1号様式の5）により行うものとする。

第3条中「別記第1号様式」を「別記第1号様式の6」に改める。

別記第1号様式を別記第1号様式の6とし、別記第1号様式の6の前に次の5様式を加える。

別 記

第1号様式（第1条の2関係）

鴨川市妊婦給付認定申請書

年 月 日

（宛て）
鴨川市長

（申請者）住所.....鴨川市.....

（フリガナ）

妊婦氏名.....⑩

電話番号.....

妊婦給付認定の資格を有するため妊婦給付認定の申請をします。

記

1. 妊婦の情報
 鴨川市に提出した妊娠届の記載と同じ
2. 妊娠に関して診療を受けている医療機関の情報
 鴨川市に提出した妊娠届の記載と同じ
3. 妊婦支援給付金の支給
妊婦支援給付金（1回目）の支給（5万円）を
 希望します

他の市町村で、1回目の支給（5万円）を受けていません。
※妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することがあります。

- 既に他市町村で1回目の支給（5万円）を受けています。
 （支給市町村： _____ ）
- 希望しません

4. 振込先口座

金融機関名		本店・支店
口座種別	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

5. その他

子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦給付認定後に鴨川市以外に転出した場合には鴨川市の妊婦支援給付認定は取り消されます。転出後に妊婦支援給付を受ける場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

同意書	
<p>妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。</p>	
署名（申請者）	⑩
署名日	年 月 日

第1号様式の2（第1条の3関係）

鴨川市胎児の数等の届出書

年 月 日

（宛て）
 鴨川市長

（届出者）住所 鴨川市

（フリガナ）

妊婦氏名

妊婦の生年月日 年 月 日

電話番号

妊婦支援給付金支給申請のため胎児の数を届け出ます。

記

1. 胎児の数

.....人【母子手帳（No.....交付日.....年.....月.....日交付自治体名.....）】

2. 妊娠に関して胎児の数の確認を受けた医療機関の情報

鴨川市に提出した妊娠届の記載と同じ

鴨川市に提出した妊娠届の記載と異なる場合は以下に記入

医療機関の名称	
所在地	
電話番号	

3. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（2回目）の支給（胎児の数×5万円）を

希望します

他の市町村で、2回目の支給（胎児の数×5万円）を受けていません。

※妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することがあります。

既に他市町村で2回目の支給（胎児の数×5万円）を受けています。

（支給市町村：.....）

希望しません

4. 振込先口座

金融機関名		本店・支店
口座種別	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

5. その他

子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦給付認定後に鴨川市以外に転出した場合には鴨川市の妊婦支援給付認定は取り消されます。転出後に妊婦支援給付を受ける場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

同意書

妊娠中及び産後の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要な場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署名日.....年.....月.....日 署名者（申請者）.....

第1号様式の3（第1条の5関係）

第.....号

年.....月.....日

様

鴨川市長



鴨川市妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書

年 月 日付けで申請のあった鴨川市妊婦給付認定の申請については、次のとおり決定したので通知します。

また、妊婦支援給付金（1回目・2回目）の支給について、次のとおり支払いますので通知します。

記

1 支払予定日 年 月 日

2 支払金額 円

※ 妊婦給付認定を受けた者が本市以外の市町村の区域内に住所地を有するに至ったと認めるときその他政令で定めるときは、当該妊婦給付認定を取り消します。

この場合は、住所地を有する市町村で再度妊婦給付認定を受ける必要があります。

（教示）

第1号様式の4（第1条の5関係）

第 号
年 月 日

様

鴨川市長



鴨川市妊婦給付認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった鴨川市妊婦給付認定については、次の理由で申請を却下しましたので通知します。

記

1 却下
理由

(教示)

第1号様式の5（第1条の6関係）

第 号
年 月 日

様

鴨川市長



鴨川市妊婦給付認定取消通知書

次のとおり、妊婦給付認定を取り消しましたので通知します。

記

- 1 取消の日 年 月 日
- 2 取消しの理由

(教示)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鴨川市子ども・子育て支援法施行細則の規定は、令和7年4月1日から適用する。